

( 公 印 省 略 )  
食生第700-20号  
平成30年12月21日

群馬県旅館ホテル生活衛生同業組合理事長 様

群馬県健康福祉部  
食品・生活衛生課長 中村 広文

旅館業におけるレジオネラ症防止対策の徹底について(依頼)

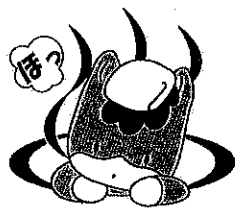
平素より生活衛生行政に御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

貴組合におかれましては、日頃から入浴施設の衛生管理に御尽力いただいているところですが、今年度の本県におけるレジオネラ症発生届出件数が58件(「群馬県感染症情報」第50週(12月16日まで))と過去最多となっております。

つきましては、貴組合員に対して、引き続き入浴施設の衛生管理に万全を期すよう注意喚起をお願いいたします。

担当：監視指導係 新井  
電話：027-226-2448  
E-mail：ara-ta@pref.gunma.lg.jp

# 入浴施設におけるレジオネラ症防止対策について



群馬県のマスコット「ぐんまちゃん」  
27-101078

レジオネラ症の発生を防止し、安心して県内の入浴施設を利用して頂けるよう、「群馬県旅館業条例」及び「群馬県公衆浴場法施行条例」の中に、営業者の方に守って頂く必要のある基準が定められています。

営業者の皆様は、条例及び規則に規定した事項を遵守して、「安全・安心」な入浴サービスの提供をお願いします。

## 【レジオネラ属菌とは？】

- ・もともと土壌、河川、湖や沼に生息するグラム陰性桿菌
  - ・数ミクロン大
- ・アメーバ類等の細胞内に寄生し増殖
  - ・水温25～42℃を好む
  - ・pH5～10の範囲で菌が増殖

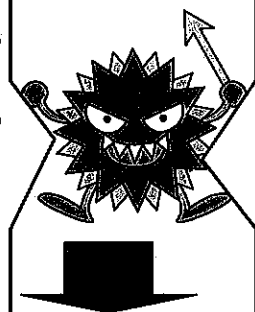
### 【菌増殖と浴槽水の汚染過程】

浴槽水の汚れを栄養分としてレジオネラ属菌を含む細菌の繁殖

アメーバ等のレジオネラ属菌の宿主生物の繁殖

レジオネラ属菌の増殖

浴槽水等の汚染拡大



## 【感染経路】

レジオネラ属菌を吸い込むことにより感染。肺の中で定着

## 【症状】

①レジオネラ肺炎（死亡率 6.3%）

潜伏期間：2～10日

全身倦怠感悪寒・高熱・乾いた咳に始まり、湿った咳・嘔吐・下痢・意識障害を伴う急性肺炎の症状

②ボンティアック熱

インフルエンザに似た熱性疾患

潜伏期間：1～2日

## 【レジオネラ菌の消毒・殺菌方法例】

1. 高温水で消毒（60℃以上の湯）
2. 塩素剤で浴槽等の施設を殺菌洗浄（遊離塩素濃度0.4mg/l以上を維持）

## レジオネラ対策のポイント

- 1 付けない（レジオネラ属菌の温床となる生物膜等を浴槽や循環系統に付着させない）
- 2 増やさない（増殖のための栄養源を除去する）
- 3 吸わせない（汚染の可能性の高い水粒を吸い込ませない）

### 1 浴室で使用する湯水の管理

#### ①水質基準

水道水以外の水を使用した原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水	レジオネラ属菌が検出されないこと (10CFU/100ml未満)
浴槽水	

#### ②浴槽水の換水

循環式浴槽で連日使用のもの	1週間に1回以上完全換水
常に原湯を供給し溢れさせているもの	
上記以外のもの	

### ③水質検査の頻度（供給系統ごと・循環系統ごとに検査が必要）

非循環浴槽の浴槽水又は循環式浴槽で毎日換水するものの浴槽水		1年に1回以上
連日使用する循環式浴槽の浴槽水	塩素系薬剤で消毒	1年に2回以上
	塩素系薬剤以外で消毒	1年に4回以上

### ④浴槽水の消毒

非循環式の浴槽水 （かけ流しや熱交換のみなど）	浴槽水の消毒義務はありません。
循環式浴槽の浴槽水	塩素系薬剤を使用する方法やその他適切な方法で消毒等を行う。 ただし、原湯、原水の性質その他の条件により消毒等が行えない場合、他の適切な衛生措置を行う。 （例：毎日完全換水し、浴槽、配管、循環ろ過器を十分に清掃及び消毒するとともに、水質検査頻度を高めるなど）

### ⑤浴槽水の使用制限

打たせ湯及びシャワー	浴槽水を使用しない。
気泡発生装置	循環式浴槽で毎日完全換水しない浴槽水では使用しない。
回収槽	回収槽の湯水を浴用に供しない。 ただし、定期的に回収槽の清掃消毒を行い、回収槽の湯水を消毒する場合は、浴槽水として使用できる。

## 2 清掃等の維持管理

貯湯槽	生物膜その他の汚れの状況を定期的に点検し、必要に応じて清掃及び消毒	
浴槽	浴槽水の排出後に毎日清掃	1週間に一回以上清掃
	循環式浴槽で連日使用のもの 常に原湯を供給し溢れさせるもの	
ろ過器	1週間に一回以上、逆洗浄又はろ剤の交換等を行い、十分に汚れを排出するとともに適切な消毒方法で生物膜を除去	
循環配管	適切な消毒方法で生物膜を除去	
集毛器	毎日清掃	
消毒装置	適切な維持管理	
附帯設備	定期的に点検し、清掃及び消毒を行う等適切に維持管理	

## 3 営業者の自主管理の基準

注意事項の掲示	入浴者の見やすい場所に、浴槽に入る前に体を洗うこと、公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為をしないことその他入浴上の注意事項を掲示
自主管理手引書及び点検表	自主管理手引書及び点検表を作成し、従業員に周知
衛生管理責任者	日常の衛生管理に係る責任者を設置
衛生管理記録	水質検査の記録、各施設の点検・清掃及び消毒の記録その他衛生管理に係る記録を3年間保存

### 発行

（公財）群馬県生活衛生営業指導センター  
〒371-0025  
群馬県前橋市紅雲町1-7-12 群馬県住宅供給公社ビル4階  
TEL027-224-1809 FAX027-224-1610  
<http://www.tohgoku.or.jp/~seiei/>